

風水害等への対応について

1 水防対策室について

気象庁による気象警報（大雨、洪水等）、あるいは気象庁と国土交通省関東地方整備局が共同で行う荒川洪水予報が発せられた際、及びそれらに相当する事象が予測された場合に、土木部長は水防対策室を設置し、警戒の任にあたる。

水防対策室は、土木部長を長とし、その指揮下に管理班（管理課長）、調査班（計画課長）、作業班（交通安全課長、工事課長）、公園管理班（みどり公園課長・公園整備担当課長）、がけ地対策班（都市整備部建築指導課長）により編成される。

2 水害応急対策室について

水害応急対策室は、水防対策室が設置されている状態において、板橋区に土砂災害警戒情報が発表された場合や、区内河川の水位が上昇するなど、被害の拡大が予想される場合に設置する。

水害応急対策室は、危機管理室長を長とし、その指揮下に情報統括班（危機管理室各課長）、広聴広報班（広聴広報課長）等の各班により編成され、水防対策室が包含される。

なお、更なる被害の拡大が想定される場合には、区長を長とする水防本部を設置し、水害応急対策室は水防本部に包含される。

3 近年の風水害等について

(1) 水害対応について

以下の治水対策の実施等により、ここ数年、区内での中小河川の氾濫は発生していない。しかし、集中豪雨による下水道管等からの内水氾濫が起きやすい傾向がある。

なお、区内の中小河川については、東京都の豪雨対策基本方針において目標整備水準を時間降雨 75mm に設定し、整備が進められている。

① 石神井川及び白子川

ア 白子川地下調節池

平成 29 年 4 月から運用を開始している。貯水量 21.2 万 m³。

イ 城北中央公園調節池

全体貯水量約 25 万 m³のうち、第一期工事として約 9 万 m³分の工事を令和 6 年度完成を目指して施行中。

② 近年の浸水被害地区への対応

近年の浸水被害は、特定の一部地域に多く発生していることから、その地域を重点地区として位置付け、道路排水設備の増強のほか、パトロールの強化や土のうステーションにおける土のうの追加配備などを行った。

特に成増三丁目地区では、浸水被害を最小限に防ぐため、気象情報を収集し、大雨が降り始める前に排水ポンプを配備するなどの対応を実施している。

(2) 風害対応について

暴風等により、災害が発生する可能性がある場合には、道路パトロール及び公園の巡回を実施し、警戒にあたるとともに、倒木等が発生した際には、土木事務所及び公園事務所が迅速に対応している。

(3) 雪害対応について

降雪後の駅周辺、通学路、急坂及び橋りょうの除雪のほか、その後の凍結に備えるため、必要に応じて塩化カルシウムの散布を実施している。また、車両の通行に支障がある箇所については、通行止め等の措置を講じている。